

健全化判断比率及び資金不足比率の公表

「地方公共団体の財政の健全化に関する法律」の規定により、令和7年度決算に基づく健全化判断比率（実質赤字比率、連結実質赤字比率、実質公債費比率、将来負担比率）及び資金不足比率を公表します。

高山市の比率は、いずれも財政の早期健全化が必要とされる基準を下回っており、健全な財政運営が図られています。

1. 令和7年度決算に基づく健全化判断比率及び資金不足比率

健全化判断比率

（単位：％）

比率の名称	高山市の比率	早期健全化基準	財政再生基準
実 質 赤 字 比 率	—	11.85	20.00
連 結 実 質 赤 字 比 率	—	16.85	30.00
実 質 公 債 費 比 率	3.4	25.0	35.0
将 来 負 担 比 率	—	350.0	

※ 実質赤字比率及び連結実質赤字比率は、赤字額がないため、「—」表示となっています。

※ 地方債現在高等の将来負担額より充当可能財源が多い場合は、将来負担比率が算出されないため、「—」表示となっています。

資金不足比率

（単位：％）

会計の名称	高山市の比率	経営健全化基準
地方卸売市場事業特別会計	—	20.0
観光施設事業特別会計	—	20.0
水道事業会計	—	20.0
下水道事業会計	—	20.0

※ 全ての特別会計において資金不足額がないため、「—」表示となっています。

2. 健全化判断比率・資金不足比率について

実質赤字比率・・・一般会計等を対象とした実質赤字額の標準財政規模に対する比率

福祉、教育、まちづくり等の地方公共団体の中心的な行政サービスを行う一般会計等の赤字の程度を指標化したもので、財政運営の深刻度を示す比率です。

※一般会計等：一般会計と学校給食費特別会計

※標準財政規模：地方公共団体が標準的な状態のときに、通常収入する経常的一般財源の規模

連結実質赤字比率・・・全会計を対象とした実質赤字額の標準財政規模に対する比率

すべての会計の赤字や黒字を合算し、地方公共団体全体としての赤字の程度を指標化したもので、市全体の財政運営の深刻度を示す比率です。

実質公債費比率

・・・一般会計等が負担する元利償還金及び準元利償還金の標準財政規模に対する比率（3か年平均）

借入金（地方債）の返済額及びこれに準じる額の大きさを指標化したもので、資金繰りの危険度を示す比率です。

※準元利償還金：一般会計等から特別会計への繰出金のうち公営企業債の償還に充てたもの、債務負担行為に基づく支出のうち公債費に準ずるものなど

将来負担比率・・・一般会計等が将来負担する実質的な負債（将来負担）の標準財政規模に対する比率

一般会計等の借入金（地方債）や将来支払っていく可能性のある負担等の現時点での残高の程度を指標化したもので、将来財政を圧迫する可能性が高いかどうかを示す比率です。

※将来負担：一般会計等の地方債現在高、債務負担行為に基づく支出予定額、公営企業債償還のうち一般会計等からの負担見込額、職員の退職手当支給額のうち一般会計等負担見込額など

資金不足比率・・・公営企業ごとの資金不足額の事業規模に対する比率

公営企業の資金不足を、公営企業の事業規模である料金収入の規模と比較して指標化したもので、経営状況の深刻度を示す比率です。

3. 財政の早期健全化、財政の再生、公営企業の経営健全化について

財政の早期健全化

健全化判断比率（実質赤字比率、連結実質赤字比率、実質公債費比率、将来負担比率）のうち、いずれかが早期健全化基準以上の場合には、議会の議決を経て財政健全化計画を定め、速やかに公表するとともに県知事へ報告しなければならないこととなっています。

財政の再生

再生判断比率（健全化判断比率のうち将来負担比率を除いた3つの比率）のうち、いずれかが財政再生基準以上の場合には、議会の議決を経て財政再生計画を定め、速やかに公表するとともに県知事を経由して総務大臣へ報告しなければならないこととなっています。

公営企業の経営健全化

資金不足比率が経営健全化基準以上の場合には、議会の議決を経て経営健全化計画を定め、速やかに公表するとともに県知事へ報告しなければならないこととなっています。